



発行人 作花 知志

〒700-0022 岡山市北区岩田町 5-8 木に白いビル 2F

TEL/FAX 086-227-3459

相談ダイヤル 080-2885-4322 E-mail:f.ombuds.okayama@gmail.com

第9号

2017年3月

ごあいさつ

理事長 作花 知志

アメリカで福祉改革を進めるオバマ大統領は、その著書『合衆国再生』（ダイヤモンド社、2007年）で「憲法は生きている文書である。」と書かれています。おそらくその趣旨は、「紙に書かれた憲法そのものは、活字にすぎない。大切なことは、私達が時代の変化の中でその活字である憲法を読み解き、いかなる意味を与えるかである。」ということにあると思います。福祉オンブズおかやまは、今後も憲法や社会保障制度に対して、時代が求める意味を与え続ける存在でありたいと考えております。

元々、生存権を背景にした社会保障関係の権利は、国会や行政に広い裁量が認められて、違憲・違法であるとされる場合が少ない、とされてきました。でもそのような状況に対して、憲法学者である芦部信喜氏は、「生存権は生きる権利そのものであり、その憲法適合性はより厳格に審査される必要があるのではないか。」との指摘をされています（芦部信喜『憲法』（岩波書店、第五版）132頁）。さらに元最高裁判所裁判官であった滝井繁男弁護士は、著書『最高裁判所は変わったか』（岩波書店、2009年）242頁において、「司法が依拠する法律は、多数決原理を背景にして国会で成立したものであるが、裁判における法形成は、国民の訴えを起点として、当事者の具体的な訴訟活動を通じて行われるものである。そこでは、国民の声が、とりわけ、少数者の声が、当事者の訴訟活動を通じて明らかにされ法秩序の形成に寄与することが少なくない。」との指摘をされています。

お二人のご意見は、「国会や行政の立場は、いわば私達の社会における多数意見の発現である。それに対して司法の立場は、私達の社会における少数意見の発現であり、少数派から見た社会のあるべき姿である。」ということにあると思います。

福祉オンブズおかやまは、今後も社会からの期待を込めた法人格を有する団体として、福祉の分野における「少数派から見たあるべき社会の姿」を追求していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

NPO 法人 福祉オンブズおかやまへの連絡先は以下の通りです。

住所：〒700-0022 岡山市北区岩田町 5-8 木に白いビル 2F

TEL：事務所 086-227-3459 相談ダイヤル 080-2885-4322

E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

ホームページ <http://f-onbuzu.com/> とフェイスブックでも情報発信中！

■ 2016 年度 人権・福祉講座報告

「美作市権利擁護センター」の設立と活動

小坂田 稔さん（美作大学 社会福祉学科学科長）

昨年 11 月 26 日に岡山国際交流センターにて、人権・福祉講座行いました。

今回の講座は、「美作市権利擁護センター」の設立と活動」と題し、当法人の会員である小坂田 稔さん（美作大学 社会福祉学科学科長）に講演していただきました。

当法人も社会福祉サービスの利用者、家族、従業員の権利侵害抑止を目的に活動していますが、そのような思いに合致したテーマとなりました。岡山県内の権利擁護センターの意義や課題について分かりやすく教えていただきました。以下に要約にて、内容を報告します。

【岡山県内の権利擁護センターの現状】

・おはようございます。今日は美作市の権利擁護センターを立ち上げたという話で呼ばれました。まずは権利擁護とは何かという話を踏まえて、センターがどういう動きをしているかという話をご紹介します。いきたいと思います。

・岡山県下にどれだけの権利擁護センターがあるかというと、美作市と総社市、瀬戸内市、浅口市、岡山市。現在準備中なのが津山市で 2017 年 4 月設立予定です。

【権利擁護とは】

・虐待や人権侵害からどう守っていくかというのが権利擁護ということになります。

・権利侵害を受けている人、権利侵害をしている人、侵害を受けているその時に守るだけでなくエンパワーメント、生きていく力を高めていく。高齢者自身も自分の人生を生き生きと生きていく、その力を持たせていく、それが権利擁護なんですね。

・権利侵害を起こしている人には、必ず理由があります。理由をきちっと解決していけば、再び人権侵害をしなくてすむ。むしろ生き生きと暮らしていける、というところまで目指していくのが権利擁護ということになります。

・実は、権利擁護センターで仕事をしていて、権利擁護のはずが権利侵害になっている、ケースがあります。

・母子家庭で子どもが 3 人いる。お母さんが一生懸命仕事をしているんですけど猫がたくさんいる。で家を片付けられないんですね。掃除をしない、洗濯もなかなか。そういう状態で学校に行くものですから、「くさい」と言っていじめられるんですね。教育委員会でも困ったお母さんということになっていて、何とかしようと周囲もするんですけど、なかなか言うことを聞いてくれない。

・それで権利擁護センターでの事例検討に挙がってきました。これは子どもに対するネグレクトだと…掃除もしない、食事也十分作らないと。そこで、子どもを児童養護施設に入れればいだろうという意見がセンターで出ました。子どもの権利も守られるし、当然衣服も食事も与えられるだろうと…これは弁護士さんが言ったんですけど、その話を聞いて皆さんどう思われますか？ 一見子どものことを考えてるように見えますが、子どもに聞けば母親と離れたくないと思っているんです。

・母親に聞いてみても、子どものことは考えているというのが伝わってくる。そうすると目指すのは、その家で母と子どもが暮らせるにはどうしたらいいかと考えないと、権利擁護にならない。

・これは一つの事例ですけど、私たちがよかれと思つての権利擁護が、本当に権利保護になっているか常に問うていかないと、なかなか難しい面を持っている。ですから検討委員会の人に常に言うのは「その人の立場に立ってみてください、それでいいんで

しょうか？」と。これが権利擁護の難しいところであり、大切なところです。

・私たちが目指したいのは「どんなに重い病気や障害、生活問題を持っていても、住み慣れた地域で、生き生きと暮らしていきたい」になります。ちょっとした障害等でなく、どんなに重いものであっても生き生きと暮らしていきたい、家族や本人はそう願っているはずなんです。

【予防的権利擁護とは】

・次に「予防的権利擁護」これからは事後でなく事前の予防、これが権利擁護センターの非常に重要な視点になってきます。権利侵害が起きた後の支援これは当然なんですけど、起こる前、起こらないようにしましょうというのは大きな権利擁護ですよ、権利侵害は起こらないわけです。

・たとえば権利侵害を受けている A さん、その権利擁護をして、生き生きと暮らせるように作っていく、これは A さんの支援です。A さんが終わったら終わりなんです。でも地域に認知症とか同じような人がいたら、その人も支援しなきゃいけない。今いなくても将来起こるかも知れないと考えると、その地域全体が、認知症に対する正しい知識であったり、生き生きと生きていこうよという雰囲気を作っておいていただけたら、問題は防げるかも知れません。

・そういう意識であったり支え合いの仕組みを作っておく、そこまでを含めて予防的権利擁護です。そこで権利擁護センター、予防という観点をどこまで入れて取り組めるかが課題になっていますね、それが無いセンターはだめだと思います。

【「個の支援」で終わらない】

・4つの力について説明します。まず**本人・家族の自助力**。次に**制度・サービスといった公助力**。**地域の人の力の共助力**。これからは共助、地域の力が重要になると思います、これが地域作り。この他に**近助力**…「近所力じゃないか」と言う人もいますが、地域だと誰が誰をというのが緩いんですよ、み

んなで支えましょうと。向こう三軒両隣、誰が誰を見守るのかを決めていこうというのが近助力になります。以上4つの力を組み合わせながら、住み慣れた地域に暮らす事を支えていこうというのが、コミュニティソーシャルワークということになります。

・一つの事例です。72歳の女性 A さん。別に暮らしていたんですが、長男夫妻が家を建てる際に呼んで同居しました。あるとき地域包括支援センターの職員が訪問すると、青あざができていたり、身長154cmなのに体重が20kgしかなかったり。

・長男夫婦が朝早くから夜遅くまで働いている、土日も働いているという大変な世界で、お嫁さんは食事を作って置いていくんですけど、冷え切ってしまっ食べられない。この人は入れ歯が合っていない、食べる力・飲み込む力が弱っているんですけど、食べられていない。それで痩せてしまっていたんですね。

・青あざがあったので息子が暴力をしている疑いがあったんですけど、実際は足腰が弱っていて転倒を繰り返していたと・・・いずれにしてもネグレクトに近い事案でした。

・集まって、それをどうしようと話をしたわけです。息子は何も答えませんが、お嫁さんが「実は多額の、それも利率の高い借金がある」と話してくれました。それを返すために、夫婦で朝早くから夜遅くまで、土日も働いていると分かりました。

・この借金をどうするかという課題で話し合いました。反社会勢力からの借金もあり、私たちでは解決が見つからない。ここで登場したのが弁護士でした。そこで借金は全てなくなりました。

・夫婦とも土日も遅くまで働かなくてよくなって、食事もしっかりと提供できるようになって、暮らしも徐々に徐々に良くなっていきました。

・そういう暮らしづくりも、いろんな人の力があってできる。単におばあちゃんだけでなく、家族全体の人間関係も含めて暮らしを変えていく、そういう支援をぜひ、やっていきたいと思っています。

・で、ここで終わったら、さっきの「個の支援」で終わってしまうんです。そうではない暮らしをみんなで作っていきましょうというので、民生委員さんや区長さんを含めて、地域の皆さんの集まる所で、支え合う地域を作っていこうと。岡山県が進めているのが、「小地域ケア会議」というんですが、「地域の中でみんなの問題を話し合っていこう」というのを今作っているんです。

【権利擁護の視点】

・権利擁護には4つの視点が必要だと思っているんですけど、一番大事なのは「**権利侵害状態からの脱却**」ですね。権利侵害を受けている人たちへの支援。生命が危険に晒されている。最低限度の生活が維持できていない。虐待などによる権利侵害が認められる。不適切な人間関係や非人間的な環境に置かれている、といった権利侵害状態からの脱却を図る。

・2つ目が「**積極的権利擁護**」、単にその人を護るだけでなく、再び起きないようにエンパワーメントをする。その人の力を高めていく。本人らしい生活、本人らしい変化を支え、本人の自己実現に向けた取り組みを保障する。

・3つ目「**予防的権利擁護**」、地域を含めて作っていきましょうという環境づくりのことです。権利侵害を生む環境を変えていくソーシャルアクション。足りないものを作っていきましょうというのも権利擁護センターの役割に含まれてきます。

・そして今私たちが目指しているのは「**仕組み**」です。地域作りやネットワークだけではだめだという所にたどり着いて、地域包括ケアシステム・・・厚労省がやっているものではなくて、**地域福祉型のケアシステム**です。

・これは岡山県が最初に取り組みを始めて、山梨県や静岡県に広がっています。先日、鹿児島へ行ってきたんですが、鹿児島でも取り入れていただけている話になっています。

【岡山県内の取り組み】

・岡山県内でも最も早く包括ケアシステムを作り上げたのは総社市なんです。真ん中に障害や病気や介護といった、支援を必要とする人がいる。そういう人は今まで声を上げないんですね、これには壁がある、意識の壁・・・世間体が悪いといったもの。

・総社の場合、民生委員さんの他に福祉委員というのがあります。民生委員は多い人で一人1000世帯抱えているので1軒1軒を回れませんので、福祉委員というのがあります。これは一人あたり40人ぐらいの担当で、将来的には20人ぐらいを目指しています。これが今600名ぐらいと、地域の人、更に生活支援サポーター、認知症サポーターとか、さまざまな人が入ってきてくださっているんですけど、問題を見つけると、連絡をしてきてくださるんですね。

・社会福祉協議会の中に6つセンターが置いてあります。1つ目が障がい者千人雇用センター（障がい者雇用を1000人目標にし現在980、あと一步）、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター（現在6カ所設置）、権利擁護センター（コントロール機能を果たす）、生活困窮支援センター（生活保護の手前の困窮者を自立支援する）、引きこもり支援センター（2017年4月設立予定。6万人の市内に200何人の引きこもりがいる）。

・これらから公助と共助の連携になってきますけど、それを話し合うのが圏域地域包括ケア会議（6カ所）、地域の中で専門職と住民が話し合う場をつくりました。

・これまでだと市役所とか福祉の施設に来ていただいて話をするのが多かったのですが、そうではなくて出向いて話をする。さらに21カ所の小地域ケア会議で専門職と地域住民が話し合いをする。

・公助・共助・自助が連携しながら支えていく。ニーズの早期発見・早期支援というところを、仕組みで作ら上げた。総社のすごいところは「**全国屈指の福祉会議**」を立ち上げたところなんです。

・これまで地域包括ケア会議でやると決めたことは、市役所に持ち帰ってもらって、いろいろたらい回しになって、いつ決まるか分からないような状態だったんですけども、ここで一気に決めていきます。

・先日の会議で何が決まったかと言えば、引きこもりです・・・市内に270人いる。その人達を支援するためのセンターを立ち上げたら1,900万ほど要る計算になったんです。そのお金をどうするかという話になって、この内の3人か4人が自立すれば、その額はもうペイできますと言ったんです。それは、将来的に生活保護を受けるはずの人が受けなくなります、働くようになると国保が社保に変わります。国保の分の市負担がなくなります。なおかつ税も払ってくれるようになると、1,900万は惜しくない。どうですかと言ったら、市長がマイクを取りまして、「出しましょう」と。それで来年4月にサポートセンター立ち上げが決まったんです。

・先程の小地域ケア会議の様子なんですけど、小学校区ぐらいの範囲で、地域住民と専門職が一緒になって、要支援の方の話をしていきましょうと。メンバーには社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害福祉課、高齢介護課、健康増進課、ケアマネジャー、民生委員、まちづくり代表者、町内会長、老人クラブ、愛育委員、当事者、事業所・・・総社の場合は時間があればお医者さんも入ります。

【美作権利擁護センター】

・美作市権利擁護センターの取り組みになります。2016年の4月に設立したばかりのセンターで、設立の背景は要援護者が増加したということです。

・一軒の家に行ってみると高齢者がいて精神障がいの子供さんがおられたり、育児をしているお嫁さんがいたり、そういった状況をどうやって変えていくのかと。そして支える地域の人間関係も希薄化しているという状況。

・そして法制度による権利擁護の動きの中で、市町村の義務が出てきました。

・障害者総合支援法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、老人福祉や知的障害者の場合だと後見人制度が仕組みとして謳われてくるというのがありました。実態としてこれまで、美作市がやってきた権利擁護の取り組み、社会福祉課、高齢者福祉課、地域包括支援センター、障害相談センター、生活困窮自立支援事業といった中からさまざまな問題が見えてきて、それをなんとかつなげなければという状況もありました。

・2015年の7月に検討会を立ち上げ、弁護士さんを始め司法書士、それから私ですね。計8回積み重ねて、弁護士さん2人のリードも借りながら進めさせていただきました。

・そして2016年の4月に“美作市権利擁護センター12（トウエルヴ）”が立ち上がります。名前を公募したら小学生が提案してくれたんです。サッカーの湯郷ベルがありますね。選手が11人ですが、サポーターは12人目だと言われるんだそうです。支援者になりたいという意味で、つけてくれたものです。

・やることはというと障がい者・高齢者虐待、DV、成年後見制度も業務範囲となってきます。運営委員会の下に4つ、支援検討委員会、子育て支援部会、虐待対応部会、成年後見支援部会がそれぞれ話し合いをして進めていきます。

・次に総社の場合について説明します。総社の権利擁護センターは平成25年4月にできた組織で社会福祉協議会が持っています。

・同じような構成になっているんですけど、検討委員会の下に4つ、虐待と成年後見と、入居支援と犯罪被害者支援。

・入居支援と犯罪被害者支援の2つは美作でなかったものです。入居支援というのは、障がい者の人がアパートを借りたいとなった時、保証人がいなくて借りられないとなる。精神障害の人なんかは拒否される、住所を持たないと仕事ができない、履歴書に書けないですから。それから高齢者、身寄りがない方が施設に入る、あるいは入院・手術するときに承

諸人がいなくてどうするんだという話になって、入所する仕組みを作っていこうというので立ち上がったものです。運営委員長は弁護士の方ですね、これが総社市の場合で、権利擁護だけでなくいきいきと暮らせる地域を創っていく、総合的な権利擁護を目的としています。

・権利擁護センターがなぜ必要になったかという話ですが、これまでだと児童虐待は児童相談所に持ち込んで対応してもらいましょうと。障がい者虐待の場合は相談支援事業所があって、そこから福祉課へ流れていました。

・縦割りなんです、それぞればらばらで連携していく部分がなかった。ところが先の話のように一軒の家に子どもの問題・虐待の問題・障がい者の問題という風になっていると、全体を見ないと支援にならないんですね。それを横串を刺すように一気に解決していく仕組みが必要だということで、総社市ではコントロールタワーと呼んでいます。

・総社ですごいなと思うのは、センターの職員として弁護士がいるんです。非常勤ですけどもその人がいてくれるおかげで、すぐに相談ができるし対応ができるという点です。権利擁護センターを抱える自治体で弁護士がいるところは他にないと思いますね。

【センター設置のポイント】

・進めていく上で一番重要なのは行政の姿勢、権利擁護を進めていくんだという思いを持っていないと、センターも立ち上がっていかないし、役割も果たせないと思いますね。いま津山市で進めています。もめたのは”縦割りでいろいろあるんだから、もう要らないんじゃないか”という意見。行政が権利擁護センターの意義を理解してくれる事と協働が大事になってきます。

・2番目に専門職の支援、社会保障に精通した学識によるリード、そして何度も言いますが地域福祉に精通した専門職がいないとだめだと。

・3番目に地域の福祉力、地域で支えていくんだ、地域での権利擁護なんだという意識も大事になってきています。そして、特に人ですね。みなさんのように地域で理解してくださって、地域の権利擁護を護ってくださる人。これからすごく大事になってくる。そういう人たちと連携しながらやっていけるかというのも、センターとして課題になってくるだろうと思います。

・早口で進めてきましたが、これから各市町村、権利擁護センターが広がっていくと思いますので、みなさんの自治体にもしありましたら、覗いていただいて、お力を貸していただけたらありがたいと思います。では最後に、ありがとうございました、お疲れさまでした（拍手）

× × ×

今回の講演をとおして、現代社会の複雑さを感じることができました。子ども、高齢者、障害者の抱える困難は、それぞれが独立して現れるのではなく、関連し合いながら生じることを事例から学ぶことができました。多様な人たちで構成される社会だからこそ、多様な問題も現れますが、一方多様な人たちによって解決に導かれることがあることも感じることができました。保健福祉サービスのことは、保健福祉行政が一括して対応するのではなく、地域住民や各種専門職、有識者が集まることで、地域の中に権利擁護の文化を作ることができるのだと思いました。だからこそ、地道な活動、草の根の活動が、これから時代にいつそう必要になってくるのだと思います。

当法人も、草の根の一つとしてこれからも権利擁護の文化づくりに貢献したいと考えています。

（文章・要約：藤本 統久、藤井 宏明）

リレーコラム 第8回

今回は、

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□ □□ □□

特定非営利活動（NPO）法人 福祉オンブズおかやま

第4回定時総会のご案内

特定非営利活動（NPO）法人としての第4回定時総会を下記の日程にて行われます。会員のみなさまには、ご多忙中恐れ入りますがご出席賜りたいと考えております。

NPO法人福祉オンブズおかやまは、法人化から4年目に入ります。市民団体時から継続してきた実績を踏まえ、さらに発展したいと考えております。これまで同様のご支援をいただけますよう、法人役員一同心より願っております。

なお、定款に従い、一定数の参加者が総会に要求されます。不参加の場合には、お手数ですが委任状による意思表示をお願いしたいと考えております。

記

日時：2017年5月20日（土）10時00分～12時40分

- ・定時総会 10時00分～
- ・記念講演 11時10分～

※記念講演講師：

NPO法人ペアレント・サポートすてっぷ 安藤希代子さん

場所：きらめきプラザ内ゆうあいセンター研修室

※当日は、公共交通機関にてお越しいただきますようお願いいたします。

議案：

1. 2016年度 活動報告
2. 2016年度 決算
3. 2017年度活動方針案
4. 2017年度 予算案